

平成24年第10回稲城市教育委員会定例会

1 平成24年10月16日、午後2時から稲城市役所6階603会議室において、平成24年第10回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
稲垣 弘子
城所 正彦
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
指導室長	千葉 正法
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	細谷俊太郎
指導主事	竹之内 勝
学校給食	
共同調理場所長	伊藤 徹男
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	宮崎 光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	斎藤 晃二
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	市村 由紀

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第23号議案
「稲城市青少年委員の委嘱について」
- (5) 日程第5 第24号議案
「稲城市立稲城第一小学校用地に係る教育財産の取得の申出について」
- (6) 日程第6 報告事項

委員長 ただ今から、平成24年第10回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんで
しょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、伊勢川委員にお
願ひいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会
期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。
教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」
を教育長より願ひいたします。

教育長 教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

[教育行政報告]

- 学校教育課長
- 1 工事請負状況について
 - 2 第5回稲城市立学校適正学区等検討委員会の開催について
 - 3 平成24年9月分不登校による欠席児童・生徒数について
- 指導室長
- 1 担当者事業について
 - 2 推進・連携事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 教育相談所関係について
 - 5 教育センター関係について
- 学校給食
共同調理場所長
- 1 平成24年度第3回給食主任会について
 - 2 中学生職場体験について
 - 3 第1回学校給食共同調理場運営方法検討会について
- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 青少年委員関係について
 - 4 ふれあいの森関係について
 - 5 青少年指導者養成事業について
 - 6 芸術文化活動の振興について
 - 7 成人式について

- 8 文化財の保護と普及について
- 9 生涯学習推進事業について
- 10 学校施設コミュニティ開放事業について
- 11 ふれんど平尾運営事業について
- 12 放課後子ども教室支援事業について
- 体育課長 1 スポーツ推進委員協議会関係について
- 2 体力づくり運動推進事業について
- 3 国体関係について
- 4 ヴェルディ支援推進事業について
- 5 市立公園内運動施設管理運営について
- 6 その他について
- 文化センター課長 1 会議について
- 2 公民館主催事業の実施状況について
- 3 児童館における事業の実施状況について
- 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 5 平成24年9月文化センター課利用統計について
- 図書館長 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業（SPC 運営）について
- 3 分館主催事業について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 学校・地域との連携について
- 6 視察について
- 7 平成24年9月図書館利用統計について

委員長 次に、日程第4 第23号議案「稲城市青少年委員の委嘱について」を議題といたします。本議案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第23号議案は、秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ） ※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

（これより第23号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙。

（これにて第23号議案の秘密会は終了）

(暫時休憩) ※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員 長 再会いたします。

これより第23号議案「稲城市青少年委員の委嘱について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第23号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第24号議案「稲城市立稲城第一小学校用地に係る教育財産の取得の申出について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、稲城市立稲城第一小学校用地の民間借地部分の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、稲城市長に教育財産の取得の申し出を行う必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員 長 学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 それでは、第24号議案の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

稲城第一小学校につきましては、現在、建て替え及び大規模改修に向けまして実施設計を進めているところでございますが、当該敷地の中には、民間から借地をしている部分がございます。

本日、お手元に追加で配付させていただきました、地番図をごらんいただきたいと思っております。

赤い線で囲まれた部分が現在、稲城第一小学校の敷地として使用している部分となります。この中のオレンジ色の部分と青色の小さな点で表示してございます部分が、現在、民間から借地している部分です。

今回の工事の中で、第Ⅲ期校舎は大規模改修、第Ⅰ期校舎及び第Ⅱ期校舎を取り壊し、ドライヤーのような形をした、口のところから右手にかけて新たな建物を建てる予定でございまして、977番地あたりが建物の敷地に当たります。60年以上使用する校舎を建てるわけですので、地権者の方にご意向をお尋ねしたところ、場合によっては市に売却しても良いというお話がございましたことから、市長より、今回、敷地を整理し、稲城第一小学校として使用している部分にある民間借地については、買い取りの方向で進めるようにとの指示がございました。

教育委員会として用地を取得する際には、市長に取得してもらいたいという申し出をするということが、法令上、定められておりますことから、今回、第

24号議案として、市長への申し出をさせていただきたいというものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 2件の地権者の方がいらしてということですが、学校教育のことを考えると、常に安定して、良い環境の中で教育が行われて欲しいと思いますので、後々、トラブルが起きないように、できるだけ早い時期に、ちょうど今が建て替えという時期ですので、ぜひ購入していただけたらいいなと思っております。

地主さんたちのほうは、ある程度、お話としては了解してもらっている状態ですか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 2者の地権者ともに、お話をさせていただきましたところ、前向きに考えていただけるというようなお話はいただいております。

しかし、価格交渉等は市長部局の方で行いますので、その状況によると思われれます。

稲垣委員 わかりました。よろしく申し上げます。

委員長 他にはいかがですか。よろしいですか。

今後の話し合いがスムーズにいくように期待しております。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第24号議案「稲城市立稲城第一小学校用地に係る教育財産の取得の申出について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第24号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第6 「報告事項」です。

本日の報告事項は3件です。「いじめ及びいじめの疑いがあると思われる事例の対応状況について」を指導室長、「給食用食材にかかる放射能測定の方法等の変更について」を学校給食共同調理場所長、「第二文化センター大広間・舞台の閉鎖について」を文化センター課長より、順次、説明をお願いいたします。

指導室長、お願いいたします。

指導室長　それでは、去る7月、いじめ及びいじめの疑いがあると思われる事例について、対応状況を調査いたしまして、詳細をこの会議でご報告させていただいたところでございます。

それに続きまして、今回9月、その7月に把握した状況のその後の実態把握ということで、追跡調査を行っております。その結果につきまして、指導主事の方からご報告をさせていただきます。

委員長　指導主事、お願いいたします。

指導主事　お手元に2枚の資料がありますので、まず小学校につきまして説明させていただきます。

一番上の平成24年7月緊急調査が、さきに報告をさせていただいた内容となります。この時点では、認知件数、いじめと認知できた件数は6件、疑いありというふうに認知した件数が29件ということでございました。

そこで、今回の追跡調査ですが、1番、いじめと認知した事例についての対応ということで、上でいじめと認知した6件について、どのような対応が行われたか、今、現状はどうなっているかというところが1番のところになります。対応した件数は6件、全てについて対応をしております。そのうち、解決した件数が5件、一部解決したが継続中の件数として1件、未解決はゼロ件という結果です。

また、いじめの疑いがあると思われる29件につきましては、2番のところです。29件のうち、いじめではないとわかった、詳細な再度の聞き取りや周囲か聞き取り、本人への聞き取り等によって、いじめではないとわかった件数が27件。そして、Hのところですね、いじめとわかった、疑いが今度はいじめであると認知した、その件数が2件。29件のうち、2件はいじめであると認知したということです。そして、その2件のうち、対応した結果、解決した件数は1件、一部解決したが継続中というものが1件、そして、未解決はゼロ件でございます。

現在、小学校においては2件、1番と2番というところのDとJのそれぞれ1件1件、2件についてが、今、指導中、対応中であるということになっています。

続きまして、中学校です。中学校も同様に見ていきますが、平成24年7月の緊急調査の段階では、認知件数、いじめと認知したのは4件、疑いありが27件でした。

その4件ということで、1番です。いじめと認知した事例についての対応として、対応した件数、Bは4件、そのうち、解決した件数が2件、一部解決したが継続中の件数が2件、未解決は0件です。続いて、疑いありと思われる事例についてはということで、2番です。疑いありの中でいじめではないとわか

った件数は12件、残りの15件についてHですがこちらを全て対応しております。そのうち、15件のうち、解決した件数は7件、一部解決したが継続中の件数が8件、未解決の件数がゼロ件ということです。

結果、中学校では現在、継続中は、上の2件、Bのところの2件とJのところの8件で、10件となっております。

以上です。

委員長 ありがとうございました。
 それでは、次に、学校給食共同調理場所長。

学校給食
調理場所長 それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。
 給食用食材にかかる放射能測定の方法等の変更についてということで、ご報告させていただきます。

昨年度より、給食で使用する食材につきましては、国及び都道府県が検査を実施しておりますけれども、市民の皆様の不安を払拭するために、一学期に1回、検査をしてまいりました。ここで、検査方法や回数を変更するというところで取り決めをさせていただきましたので、ご報告いたします。

まず、変更前の測定方法の①測定方法ですが、今までは指定する日の献立から、調理前の食品を測定しておりました。これは米・肉・魚・野菜・卵・牛乳の6品目の中から、当日使うものを検査してもらうという方法で行っておりました。

その検査回数につきましては、②の検査回数につきましては、年3回、学期ごとに実施するというところで、実施しておりました。

これを変更後は、指定する日の調理後の実際に食す給食を測定するように変更するというところでございます。また、調理場の給食を1検体として測定しますので、変更前の6検体ということではなくて、1検体として測定することができるようになるということでございます。これは経費の問題やその他ございますので、1検体となります。

また、検査回数につきましては、平成24年度は今後、12月より毎月1回実施するというようになっております。7月に1回行っておりますので、平成24年度といたしましては、計5回実施します。今後、毎月1回ずつ実施していきたいと思っています。

③、④の測定結果の公表や対象施設につきましては、以前と同様です。
以上でございます。

委員長 ありがとうございました。
 次に、文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 資料に基づき、説明を申し上げます。

第二文化センター大広間・舞台の閉鎖についてでございます。

大広間の舞台の天井に基準値以上の石綿を含有する吹付け材を確認いたしました。10月1日、平成25年度に実施予定の大規模改修工事の実施設計に伴う調査におきまして、大広間・舞台に使用されている天井吹付け材に基準値以上の石綿が含まれていることが確認されました。

資料の下の方になります、表1をご覧ください。

クリソタイル（白石綿）3.3%、アモサイト（茶石綿）4.6%、分析結果として結果が出ております。基準といたしましては、労働安全衛生法により、0.1%以下となっております。これはかさですとか重量ということの測定方法がございますが、重量というものが基準となっております。

また上段の1（1）のほうにお戻りいただきまして、10月1日に数値が確認され、翌10月2日に職員が現場確認を行いまして、石綿浮遊調査の手配等を行っております。

また、舞台及び大広間につきましては、使用を停止し、翌10月3日、石綿浮遊調査を実施いたしました。10月4日、分析の結果、各基準による基準値を大きく下回っており、健康被害は無いことが確認されております。結果は10月5日に分かりました。

表2をご覧ください。

浮遊濃度調査の結果でございます。舞台につきましては、1リットル中0.22本、大広間につきましては、1リットル中0.39本という結果が出ております。基準とする指標を、以下、①から③に掲げてございます。

まず、①といたしまして、大気汚染防止法によりますと、石綿製品製造工場に対する敷地境界基準といたしまして、1リットル中10本という基準がございます。それから、②、WHO、世界保健機構、環境保健クライテリアによりますと、都市における一般の大気中の濃度といたしまして、1リットル中1～10本。それから、3番目といたしまして、東京都福祉保健局によると、一般大気中の濃度といたしまして、1リットル中0.2～0.6本という数値が出ております。

上段の2番のほうを見ていただきまして、大広間・舞台等の閉鎖でございます。

舞台の天井に物等が当たって吹付け材が飛散しないように、舞台を囲い、10月4日に囲いで閉鎖しております。

あわせて、大広間と隣の和室についても、10月12日現在、使用中止としておりました。また、大広間と和室につきましては、翌日、10月13日から利用を再開いたしました。

舞台につきましては、このまま使用を中止し、平成25年度に予定されております、大規模改修工事の実施に向けまして、吹付け材を撤去する予定でございます。

3番、吹付け材の使用箇所の調査です。

平成20年度に石綿含有調査を実施しておりますが、当時確認しました工事図書では、同一材料1種類の吹付け材が記載されていた部屋が、舞台を含めて、

7カ所ございました。そこで、抽出調査として、1階機械室を調査したところ
でございます。その結果、石綿は含まれていなかったため、工事図書上、同一
材料を使用すると記載されていたその他6カ所につきましても、石綿は含まれ
ていないと判断したものでございます。

今回、1階機械室と舞台以外の5カ所につきまして調査した結果、いずれも
石綿は含まれておりませんでした。その結果につきましては、10月9日にわか
っております。

1枚おめくりいただいて、図面のほうで場所を確認していただきます。

第二文化センター2階、老人福祉館という施設に右側の中程、下の横線を引
いている部分が舞台です。40畳敷きの大広間と一体になっている部屋で、通常、
自由来館していただいている利用者の方や自主的なサークルでカラオケや踊り
の活動に、第二文化センターのお祭りのとき等舞台発表として使っているところ
でございます。

現在、こちらは封鎖し来年度の工事で吹付け材の撤去をしたいと考えており
ます。

以上です。

委員 長 ありがとうございました。

それでは、報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいた
します。どうぞ、教育長。

教 育 長 まず、いじめの対応状況でございますけれども、7月の調査で小学校が6件、
中学校が4件で、10件、いじめの疑いがある調査で今回、さらに突き詰めてい
くと、疑いのある中に、要はいじめがあったということで、結果的に、小中合
計10件が27件いじめだったということになるかと思えます。

そういう意味で、いじめというのは当初考えていたより多くあり、やはり判
断せざるを得ないと思えます。そういう意味で、引き続き、未然防止・早期発
見・早期対応に努めていただきたいと思います。

まだ継続中のケースも何件かあるようですので、こちらも引き続き、早期解
決に向けて頑張っていただきたいと思います。

以上です。

委員 長 ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。城所委員。

城所委員 やはりいじめ関連です。いじめというのは非常にフアジーな部分があっ
て、やった側、やられた側の感性によっても違うと思うのですが、この部分で、
解決したと認めた段階というか、あと継続中である段階というのは、どの辺で
その区切りをつけたのでしょうか。

委員 長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 個々の細かいところでは事情が異なっておりますけれども、今回、それぞれの当事者同士がまずきちんと共通に理解をして、例えば、言葉で言うと安易かもしれませんが、子ども同士がきちんと仲直りをしている、和解をしているというようなこと。それから、さらにその保護者の方にも同席をいただいて、ともに今回の事実についてご理解をいただいた上で、学校と協力しながら解決を見たということでございます。

その解決というところでございますけど、具体的に申し上げれば、もう二度とそういったことはしないというような言葉であるとか、それから、同じことを繰り返さないというような、先生や当事者間での約束ができたということをもって、まず、今回は解決ということで一線を引いております。

ただ、各学校ではそうはいつでも、繰り返し、そういったことがあってはならないという点から、行動の観察であるとか、特に被害に遭ったお子さんについては、継続的にカウンセリングを受けるとか、担任の先生と定期的に話し合いを持つとか、そういったアフターフォロー、アフターケアについても十分に行うように各学校に指導しております。

城所委員 ありがとうございます。

私もその辺が一番大事なのかなというふうに思うのです。これで報告が終わったということで終わりではなくて、ぜひとも今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 長 他にはいかがですか。伊勢川委員。

伊勢川委員 非常に初歩的ですが、いじめと記入されてありますが、これはいじめられた方といじめた側の方があつたが、件数はどういふカウントをしているのですか。要するに、一人の子が5人をいじめていたら、5件と数えているのか。5人のいじめている子が一人をいじている場合は、5件と数えないで、1件と数えるのか。その辺がわからないのですが、教えてください。

委員 長 指導室長。

指導室長 今のお話ですと、一人の子どもを5人の子どもがいじめている、被害者を中心にして考えておりますので、その場合には、1件というふうにカウントしております。同一のいじめ、一続きのいじめの中で、集団のお子さんにいじめられたというような場合についても、それは1件とカウントしております。

伊勢川委員 そうすると、すごく悪い子どもさんがいて、一人で30人の子をいじめてしまったら、30件というカウントになるということですか。

委員 長 指導室長。

指導室長 単純に考えると、そういう形になります。あくまでも被害を受けている子どもが、これはいじめだというふうに訴えてきたものについては、いじめないしいじめの疑いがあるものというふうにまず捉えます。そういった、比較的ハードルを低くした前提で、今回の調査を行っているというところが趣旨でございます。

委員長 伊勢川委員。

伊勢川委員 例えば、一人の子が10人をいじめていて、そのうち、5人の子とは握手したと、あとの5人の子とはまだ仲直りしていないというと、未解決になってしまいますよね。そういうカウントの仕方なのですか。

指導室長 学校では、そういったいじめ、特に加害側のお子さんについて、一般的には、全員の受け取りや考えが一つにまとまったところで、子どもたち同士を会わせて、和解をさせる、仲直りをさせるというようなことを行っております。ただ、今、ご指摘をいただいたように、指導の過程では、ある一定のおさんはわかったと、確かに悪かったということでも、逆に、ある一定のおさんは、自分はいじめた覚えはないというようなことを続けて話すという場合もあるかと思えます。そういうときには、継続的に指導を重ねていきながら、万が一、いじめの端緒が発見された場合には、すぐさま指導に入る体制を作り、継続的な指導を行うという考え方であります。

伊勢川委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 稲垣委員。

稲垣委員 同じくいじめの件ですが、大分解決してきたので、ほっとはしているのですが、一部解決したが継続中の件数というのが、結構、中学校でも10件ありますし、小学校でも2件まだあるということですが、7月に調査して夏休みが入りましたけれど、約3カ月が経過しています。それで一部解決したということなのですが、まだ継続しているというのはかなり何か大きなものがあるのかなと思うのです。その辺は、お子さん同士を、加害者・被害者の両方をどのように、今、指導していらっしゃるのか。ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

指導室長 いじめの指導でポイントとなりますのは、多くの場合、それぞれの立場からの証言がきちんと一つに全く一致するということは、どちらかというとな少ないということが一般的だと思います。そういったときに、学校では、両者が認められた事実として確認できた部分をもとにしながら、その部分で、子どもたちに指導をしていく。その部分で、十分、いじめであるとか、子どもたちの人権にかかわるような被害があるとか、そういったところが発見できれば、そこを切り

口にして指導をしていくということが一般的だというふうに思います。

それから、特に今回、中学校の方で携帯電話やそういったものを介在したものが、実際にそういった、そのものがもう既に消去されていて、なかなか実態として確認ができないというようなものもございます。そういったものについては、引き続き、継続的な指導をするという部分で、あえて学校の方では未解決ということで挙げていただき、今後の指導の状況について、教育委員会はもちろんですが、学校として主体的にかかわるという意味で、未解決という置き方をさせていただきたいと思います。

委員長 他はいかがでしょうか。

もし差し支えなければ、継続中の小学校・中学校のほうの学年、男女、そのあたりがもしお知らせいただけるならば、お聞かせ願いたいのですけれども。指導室長。

指導室長 今、資料がございませんので、後程、ご報告申し上げます。

委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、他にご意見、ご質問等がないようですので、よろしいでしょうか。

稲垣委員 すみません、他のことでもよろしいですか。

委員長 どうぞ、どうぞ。

稲垣委員 すみません、給食用食材にかかる放射能測定の方法の変更ということなのですが、測定方法のことで伺いたいのです。前は6検体、6品目で検査をしていたのが、今度は調理後の給食を1検体としてというのは、例えば、主食、副食、全部を一緒にして検査をするという形なのですか。それとも、副食をとり上げて検査をしていくということなののでしょうか。その辺はどうなのでしょうか。

委員長 お願いいたします。

学校給食

調理場所長

これは俗に言う丸ごと給食で、実際に食べるもの全て、牛乳から副菜、主菜、全部を行っていただけるようにします。

稲垣委員 一緒にしてしまう。わかりました。

城所委員　　すみません、私が聞き漏らしたのかもしれないですけど、これはどこかから指導があったのですか。こういうふうに、検体を1検体にしたというのは。

学校給食
調理場所長

指導ということはありません。以前から、検査官室については、あくまで稲城市としましては不安の払拭ということで行っているのです。多くやっておくことについては、いろいろとご意見があると思いましたが、今までは学期に1回だったのですが、これをもう少し回数を多くして欲しいと市政への提案、また私が出て色々お話しする機会がありました給食試食会で、ご意見をいただいております。これを踏まえて、回数を月1回に増やし安心をしていただくということになりました。給食調理場だけではなく、保育園を所管する子育て支援課と、病院でも、3課で検討し、検査費用が今年度からかなり下がってきたところがありますので、回数を少し増やしていきたいということになり、回数を増やすということが実現できるといことです。

丸ごとというのは、ほかの市でも行っておりましたので、その内容を少しお聞きして、これでしたら、直接、全て口に入るものが一遍にできますので、そのほうが効率的ではないかということも含め、検討してまいったところ、ここで、結論として3課でまとめたものです。

城所委員　　私も十分だと思っています。

委員長　　ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

稲垣委員　　第二文化センターの大広間・舞台の閉鎖についてという、石綿の件ですが、この検査の結果、舞台天井で、最初の検査のときは労働安全衛生法よりもかなりオーバーしていたわけですね。そして、その後に、使用を停止し、石綿浮遊調査を実施したということなのですが、その含有調査は、含有はもうそのままにしておいて、浮遊物を調査した結果が基準値内に入っていたので、広間と和室については使用するということにしたということですか。すみません。

文化センター課長

舞台の天井は、こういった吹きだまりではなくて、舞台ですので、音が出たりということ、吸音というような用途があったのかとは思いますが、吹付けをしてある形です。今回、大規模改修工事の関係の中で調査をしたところ、石綿が含有されていたというところで、その結果としては、表1のとおりになっております。

そして、含有していたという事実はもちろんあります。含有していますと、今度は、普通の空気中に浮遊はどうなのかということで、浮遊調査を行いました。それで、浮遊調査の結果、一般大気中にあるものとほぼ同じぐらい、大気汚染防止法による基準よりはかなり少ないということで、これまでは知らなくて使っていたけど、安全ですよ、大丈夫ですよというような数値が出ておりま

す。ただ、天井のその吹付け材については、あるということは事実ですので、それに、今後、何か物が当たって、さらに浮遊してしまうということがあってはいけませんので、あるという事実に対して、そこを飛ばないようにし、それを撤去するということが手段としてありますが、来年度、6月からの工事が予定されておりますので、その中で撤去するということがです。利用者の皆様にはご不便をおかけして申しわけないところではありますが、安全確保のため舞台上のみを閉鎖しております。畳敷きの和室と大広間につきましては、引き続き、ご利用はいただけるということで、利用を再開しております。

稲垣委員　　もう一つ、いいですか。表2のほうの浮遊濃度調査結果というのが、舞台と大広間とだと、大広間の方が多いのですよね、本数が。これはちょっと不思議なのですけれども、何度かきちんと検査をした結果こういう数値になったのですか。

舞台の天井に石綿が含まれているということですが、そこよりも大広間の方が浮遊している本数が多いという、ちょっと解せない感じはするのですけど。

委員長　　文化センター課長。

文化センター課長　　0.22本と0.39本ですので、数値だけを見ますと、もちろん、大広間のほうが多いところではありますけれども、通常、大広間と舞台を、吹き抜けといいますか、特にどんちょうを閉めて使っているわけではなく、踊りや健康体操と色々活動をしておりますので、大気が舞ってというようなことはあるかと思いますが、この数値が近いところがより多くということではなく、一室として全体というような対流があるのかなというふうには思います。両室とも、一般の大気中の濃度とほぼ同数ですので、心配にはいたらないと考えております。

委員長　　質疑、ご意見等ございましたら、どうぞ。

それでは、他にご意見、それから、ご質問がないようでしたら、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会させていただきます。ありがとうございました。

(午後3時18分閉会)